

新たな市指定重要文化財の指定について
次の物件を藤沢市指定重要文化財に指定する。

2023年（令和5年）10月19日提出

藤沢市教育委員会
教育長 岩本 将宏

指定物件 1

区分	記念物
文化財の種類	史跡
名称	伝小栗判官主従・照手姫墓域
数量	1件
所在地	藤沢市西富一丁目9番27号
管理者の住所・氏名	藤沢市西富一丁目9番27号 宗教法人 長生院 代表 西島隆徳
指定物件の概要	小栗判官伝承に基づく、小栗判官およびその家来衆、妻照手姫の墓ほかの石造物群が所在する長生院の中庭。

指定物件 2

区分	有形文化財
文化財の種類	歴史資料
名称	小栗判官伝承関係資料一括
数量	21件25点
所在地	藤沢市西富一丁目9番27号
管理者の住所・氏名	藤沢市西富一丁目9番27号 宗教法人 長生院 代表 西島隆徳
指定物件の概要	木造小栗満重坐像、小栗判官愛馬鬼鹿毛の鐙・轡、小栗縁起の版木など、長生院に伝わる小栗判官伝承に関連する資料群。

提案理由

この議案を提出したのは、当該史跡及び歴史資料の歴史的価値並びに希少価値を鑑み、藤沢市文化財保護条例第3条第1項の規定により藤沢市指定重要文化財に指定し、保護を図る必要による。

参 考

藤沢市文化財保護条例 抜粋

(文化財の指定)

第3条 教育委員会は、この市の区域内に存する文化財のうち、この市にとって重要なものについて、有形文化財、無形文化財及び民俗文化財を藤沢市指定重要文化財に、記念物を藤沢市指定史跡、藤沢市指定名勝又は藤沢市指定天然記念物に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、文化財の所有者、占有者又は保存に当たっている者(以下「所有者等」という。)の申請によるほか、教育委員会が所有者等の同意を得て行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに当該所有者等に通知し、かつ、指定書を交付しなければならない。

でんおぐりはんがんしゅじゅう てるとひめぼいき
伝小栗判官主従・照手姫墓域

おぐりはんがんでんしょうかんけいしりょういつかつ
小栗判官伝承関係資料一括

指定名称及び指定分野

- (1) 伝小栗判官主従・照手姫墓域 1 件
史跡
- (2) 小栗判官伝承関係資料一括 2 1 件 2 5 点
歴史資料

所在地 藤沢市西富一丁目 9 番 2 7 号 長生院
管理者 藤沢市西富一丁目 9 番 2 7 号 宗教法人 長生院
代表 西島隆徳

内 容 長生院は、古来は遊行寺山内の閻魔堂である。永享年間(1429~1411)に小栗満重の妻照手が遊行十四代太空中人に帰依して閻魔堂に住み、満重と十勇士を供養したことから、小栗堂と称された。以降、小栗判官伝承が派生し、説経節や浄瑠璃として広まり、江戸時代には、藤沢の小栗堂が道中案内の類に東海道の名所として記され、また多くの浮世絵にも取り上げられた。

文化財の詳細

- (1) 史跡 伝小栗判官主従・照手姫墓域
長生院の境内中庭に所在し一般公開されている。小栗満重墓、照手姫墓(満重妻)、満重十勇士の墓、鬼鹿毛の墓(満重愛馬)、厄除地藏三軀(照手姫建立)、満重眼洗いの池。



■小栗満重墓および満重十勇士の墓

(2) 歴史資料 小栗判官伝承関係資料一括(21件25点) -写真は一部のみ-

- 木造小栗満重坐像 1 軀 木造彩寄木造 江戸前期
- 金銅照手身代正観音像 1 軀 金銅造 江戸前期
- 木造遊行十四代太空上人坐像 1 軀 木造彩寄木造 江戸時代
- 木造閻魔大王像 1 軀 木造寄木造 貞享3年(1686)
- 照手所持古鏡 1 枚
- 崇寧通宝 1 枚
- 鬼鹿毛鏡 1 具
- 鬼鹿毛轡 1 具
- 小栗小伝 1 卷 卷子 紙本墨書 文化8年(1811) 1 卷
- 小栗略縁起 1 卷 卷子 紙本墨書 文化8年(1811) 1 卷
- 小栗縁起 1 卷 卷子 紙本墨書 江戸時代 1 卷
- 鬼鹿毛名馬像 1 軸 掛軸 紙本墨摺 江戸時代 1 軸
- 長生院寿佛房之眞影 1 軸 掛軸 紙本淡彩 江戸時代 1 軸
- 小栗満重十勇士像 1 軸 掛軸 紙本著色 江戸時代 1 軸
- 『小栗略縁起』版木 4 枚 銅版 昭和17年(1942)
- 『小栗略縁起』版木 1 枚 木製
- 『小栗伝』版木 1 枚 木製
- 『小栗判官一代記略図』版木 1 枚 銅版
- 『小栗判官一代記略図』版木 1 枚 木製 天保15年(1844)
- 『小栗判官平満重朝臣卅八歳蘇生之眞影・長生院寿佛房之眞影』版木 2 枚 木製
- 『蚕養安全鬼鹿毛名馬像』版木 1 枚 木製



■木造小栗満重坐像



■照手所持古鏡



■鬼鹿毛鏡



■鬼鹿毛轡